

平成30年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成30年11月15日（木）14時00分 ～ 14時30分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、津谷委員、中村委員、水野委員、横田委員
欠席委員	押田委員、岡部委員、菊本委員、田中稲子委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者 6人）
議 題	1 （仮称）横濱ゲートタワープロジェクトに係る第2分類事業判定届出書について
決定事項	平成30年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 平成30年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 (1) （仮称）横濱ゲートタワープロジェクトに係る第2分類事業判定届出書について 【事務局】 前回審査会で奥会長より、事業者から補足説明があった車両の走行ルートについては田中伸治委員に確認するよう御指示をいただきました。 前回審査会の終了後に田中伸治委員に内容を御確認いただいたところ、事業者が工事用車両の走行ルートとして、小学校から気を付けるように注意を受けているすずかけ通り西交差点を避けるために桜木町駅の辺りまで大きく南下して折り返すルートを示しましたが、桜木町駅の近くにはみなとみらい本町小学校とは別の小学校がございまして、そちらに通学する児童への影響はないかという御指摘をいただきました。 こちらについては、迂回ルートの折り返し地点の付近には住宅等がないため、工事用車両の走行ルートと左折で交錯する通学路は想定されません、と御説明し、田中伸治委員に御了承いただいています。 これについて、田中伸治委員から何か補足等はございますか。 【田中伸治委員】 御説明いただいたとおりで結構です。 【事務局】 ありがとうございます。 交通に関して御確認いただけたということで、前回審査会で奥会長に整理していただいた方向性で答申(案)を作成しましたので、御説明させていただきます。 ア 答申(案)について事務局が説明した。 イ 質疑 【水野委員】 2ページに記載されている附帯意見の4行目に、「高層建築物の建設に係る環境要素として、騒音、振動、風害、地域社会等」とありますが、事業者が審査会に提出した補足資料の中に大気汚染物質の滞留に関するものがあり、審査会でも議論していますので、「騒音、振動、」の後に「大気汚染」という文言も加えた方がよいと思います。 【奥会長】 そうですね。ここについては、事業者とやり取りしていただいた点ですので、「大気汚染」を入れていただくということでよろしいでしょうか。 【事務局】 はい。「大気汚染」を付け加えさせていただきます。	

【津谷委員】	規則第15条第1項第1号の読み方に関わってくる話だと思うのですが、附帯意見として記載されている2ページ目の初めの総論的な部分の書き方としては「環境影響を受けやすいと認められる対象が存在して」、その存在に対して、「当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響があるかどうかについて判断する」ということで記載しなければならないと思います。 附帯意見の最初の部分では、「環境影響を受けやすいと認められる対象」を小学校とし、それに対して「当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素」を「騒音、振動、大気汚染物質、風害、地域社会等」として取り上げて、それに対しての相当程度の環境影響があるかどうかについて判断するという論理構成になっていると思います。 それに対して、「地下を鉄道が運行している」という地域特性も加わっているということが気になっています。「地下を鉄道が運行している」ということが、規則第15条第1項第1号イに照らして該当するのか。結論としては良いと思いますが、論理的にどうなのか。「地下を鉄道が運行している」ことが、環境影響を受けやすいと認められる対象に当たるのか、そのうえで、地盤が特に配慮すべき環境要素に当たって、それについても相当程度の環境影響はないという論理構成になるのか。ちょっとよくわからないところがあるな、ということを考えていました。どうでしょうか。
【奥会長】	「これを踏まえ…」という文章に2つ入っているということですね。 環境影響を受けやすい対象として小学校があり、その存在を前提として環境要素を検討したということと、地下を鉄道が運行していることは別の話なので、それが一つの文章につながってしまっていることが分かりにくいということであれば、分けて記載してはどうでしょうか。
【事務局】	津谷委員と奥会長から御指摘いただいた箇所ですが、2つの対象にかかることが1つの文章になっており非常にわかりにくいということです。分けて記載させていただきたいと思います。 読み上げさせていただきますと、「これを踏まえ、本事業が当該対象に及ぼす影響について、高層建築物の建設に係る環境要素として、騒音、振動、大気汚染、風害、地域社会等を取り上げました。また、計画地の地下を鉄道が運行しているという地域特性を踏まえ、地盤についても取り上げ、審議を行いました。」と文章を分けさせていただこうと思いますが、このような修正でいかがでございますか。
【津谷委員】	そもそもの前提として、この規則第15条第1項第1号では、環境影響を受けやすいと認められる対象が存在しなければなりません。それが前提で、その上でそれに対して相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか、という論理構成です。 地下を鉄道が運行していることが、環境影響を受けやすいと認められる対象にあたるのかどうか、そのように言えるのかどうかということが論点になります。
【事務局】	地下の鉄道については審査会で御議論いただいた部分ですが、事業者は十分な配慮を行うと説明しており、事業者の説明について地盤を御専門とされる菊本委員にも御了解いただいたところでございますので、地下の鉄道に係る一文は削除させていただければ、と思います。
【奥会長】	ただいまの事務局の提案でいかがでしょうか。 確かにこの点は審査会において議論した点ではありますけれども、これ

以外の点についても当然確認しています。最終的には、附帯意見とした3つの意見につながる前文としてまとめているのですから、小学校への言及だけでよいのではないかという提案です。津谷委員、いかがでしょうか。

【津谷委員】

それで良いと思います。その方が論理的にすっきりすると思います。

【葉山副会長】

附帯意見の(3)でコミュニケーションを図るために、きちっと説明をするよう求めています。この文章は事業者に対して実施を求めるものだと思います。そうすると「事業者等に説明し」という表現は、おかしいのではないのでしょうか。

【事務局】

こちらは、「周辺の住民及び事業者等」ということで、本事業者ではない周辺の事業者のことを指しております。

【奥会長】

以前にも同じような議論をしたように思いますが、「周辺の」が、住民と事業者等に掛かっているということです。

他に御意見がないようでしたら、先程の水野委員の御指摘と津谷委員の御指摘を踏まえて、「大気汚染」を加えるとともに、「地下の鉄道」へ言及している部分を削除する、この2点の修正を加えて、答申としてよろしいのでしょうか。

【事務局】

基本的にはただ今、会長におまとめいただいた通り修正させていただきますが、「大気汚染」については、技術指針に掲げられている環境影響評価項目の順番と名称に従って、環境要素の最初に「大気質」として追記させていただきますと思います。

【奥会長】

はい。そのようにお願いします。

【水野委員】

鉄道への言及は、鉄道の事業が存在するので、地盤の問題から鉄道という事業に影響を及ぼすかどうかという観点が入っていると解釈しました。鉄道への言及を削除してしまうと、附帯意見の(3)の周辺事業者等への説明につながらなくなるのではないのでしょうか。

【奥会長】

確かに、地盤の観点から鉄道事業者が環境影響を及ぼす影響については審議しましたが、津谷委員の御指摘は、規則第15条第1項第1号イのどこに鉄道事業者があたるのかという御指摘でした。地下の鉄道に及ぼす影響は、「人の健康」ではありませんし、「生活環境」を広く捉えれば読めなくてもいいところでしょうか。

ただ、規則の条文に明確に合致していなくとも、地域特性として地下に鉄道があることは事実です。菊本委員も御指摘されて審議したというところを踏まえて書かれていたものが、当初の事務局の答申(案)です。

(3)の「周辺事業者等」というところへ繋げる意味では、残しておいてもいいかもしれません。

どちらでも良いように思いますが、先ほどの提案に戻ってしまいますが文章を2つに分けて残しておくか、それとも削除してしまうか、どうでしょうか。

【事務局】

地下の鉄道については、規則第15条第1項第1号イに照らして、人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が「特に必要な施設」として、特別に取り上げるまでには至らないということで整理させていただきたいと思います。なお、附帯意見の(3)の周辺事業者等は、鉄道事業者も含めて広く周辺の事業者様を対象にしているという思いを込めています。

これまでの審査会での御議論を踏まえて、今回の附帯意見は特に小学校の存在を中心に整理させていただきたいと思います。

【水野委員】	はい、了解しました。結構です。
【奥 会 長】	それでは、鉄道に係る記述は削除するということで、修正を加えていただいたものを答申として確定させていただきたいと思います。
【五嶋委員】	附帯意見の（１）に小学校の登下校についての記載があるが、就学中、つまり登下校だけでなく授業中等の配慮は考えなくてもいいのでしょうか。
【事 務 局】	附帯意見の（２）で学習環境への配慮を求める、との記載をしております。授業中等は、当然校門で出入が管理されているため、建設工事の現場との間で問題が生じる可能性はないと考えられますので、学習中の児童に影響を及ぼすと考えられる、騒音・振動の観点での配慮を附帯意見として挙げさせていただいています。
【五嶋委員】	附帯意見の（２）に挙げられた、騒音・振動以外の、工事をしている際の落下物等すべての工事の内容を考えて、すべての事象がここに含まれていると言えるのか、含まれていると読めるのであればこれでいいと思いますが。
【事 務 局】	例示として落下物についての懸念をお示しいただきましたが、基本的に落下物はあってはならないことですが、万が一発生する場合でも事業者の敷地内で起こる事象だと考えます。仮に公道上で発生するとしても、就学中の児童は基本的に校外には出ませんので、影響が及ぶものとしては、騒音・振動だと考えています。
【五嶋委員】	事業者の敷地の中に落ちる、という前提でいいのですよね？敷地外に落ちる可能性はない、確率としてはゼロ、全くないということでもいいのですよね？
【事 務 局】	事務局としては、想定外の事態まで考えた意見というものは想定していません。
【奥 会 長】	これまでの審議においても、そうした懸念はないだろうという前提で議論してきて、小学校児童の安全確保と学習環境へ注意していただきたいという御意見が強かったので、この答申の内容に至っているということです。これまでの審議を踏まえた内容になっているということで御理解ください。
	それでは、御意見をいただきましたので、事務局は答申案に修正を加えていただき、その結果につきましては審査会を代表して、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。
【委員一同】	異議なし。
【奥 会 長】	私のほうで確認いたしまして、後日、答申として確定させていただきたいと思います。
	ありがとうございました。
	本日の議事はこれで終了いたします。
資 料	・平成30年度 第9回 横浜市環境影響評価審査会 会議録【案】 ・（仮称）横濱ゲートタワープロジェクトが環境に及ぼす影響に係る答申（案） 事務局資料